

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	甲斐市公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲斐市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

甲斐市

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度価格高騰重点支援給付金【令和7年4月1日事務終了】 (2)令和5年度価格高騰重点支援給付金(追加分)【令和7年4月1日事務終了】 (3)令和5年度低所得者世帯支援給付金【令和7年4月1日事務終了】 (4)令和6年度低所得者世帯支援給付金【令和7年4月1日事務終了】 (5)令和6年度甲斐市定額減税補足給付金【令和7年4月1日事務終了】 (6)物価高支援給付金(令和6年度住民税非課税世帯) (7)令和7年度甲斐市定額減税補足給付金(不足額給付)
③システムの名称	臨時給付金システム、宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
甲斐市公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表 135の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第1項第8号、別表135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	【事務の概要(1)～(4)、(6)の事務】福祉部福祉課 【事務の概要(5)、(7)の事務】財政部税務課
②所属長の役職名	【事務の概要(1)～(4)、(6)の事務】福祉部福祉課長 【事務の概要(5)、(7)の事務】財政部税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	甲斐市総務部総務課 400-0192山梨県甲斐市篠原2610番地 電話:055-278-1661
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	甲斐市財政部税務課 400-0192山梨県甲斐市篠原2610番地 電話:055-278-1663 甲斐市福祉部福祉課 400-0192山梨県甲斐市篠原2610番地 電話:055-278-1691
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会により、マイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	アクセス制限及びユーザーの認証を行っており、権限のない者は情報にアクセスすることができないよう措置を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	評価書名	価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務基礎項目評価書	甲斐市公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務基礎項目評価書		
	1. ①事務の名称	価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務		
	1. ②事務の概要	<p>特定公的給付として指定された「令和5年度価格高騰重点支援給付金」について、甲斐市価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱に基づき、支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務</p> <p>(1) 令和5年度価格高騰重点支援給付金 (2) 令和5年度価格高騰重点支援給付金(追加分)</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和5年度価格高騰重点支援給付金 (2) 令和5年度価格高騰重点支援給付金(追加分) (3) 令和5年度低所得者世帯支援給付金 (4) 令和6年度低所得者世帯支援給付金 (5) 令和6年度甲斐市定額減税補足給付金</p>		
	2. 特定個人情報ファイル名	価格高騰重点支援給付金支給対象者ファイル、宛名情報ファイル	甲斐市公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付個人情報ファイル		
	3. 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第5号)第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表135の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第5号)第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	4②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一第101項番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため	番号法第19条第1項第8号、別表135の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項		
	5①部署	①福祉部福祉課	【事務の概要(1)～(4)の事務】福祉部福祉課 【事務の概要(5)の事務】市民部税務課		
	5②所属長の役職名	②福祉部福祉課長	【事務の概要(1)～(4)の事務】福祉部福祉課長 【事務の概要(5)の事務】市民部税務課長		
	8連絡先	甲斐市福祉部福祉課 400-0192山梨県甲斐市篠原2610番地 電話:055-278-1691	甲斐市市民部税務課 400-0192山梨県甲斐市篠原2610番地 電話:055-278-1663 甲斐市福祉部福祉課 400-0192山梨県甲斐市篠原2610番地 電話:055-278-1691		
	II 1. いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年12月13日 時点		
	II 2. いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年12月13日 時点		
令和7年4月1日	I 関連情報		9.規則第9条第2項の適用	事後	
令和7年4月1日	I . 5. 評価実施機関①	【事務の概要(1)～(4)の事務】福祉部福祉課 【事務の概要(5)の事務】市民部税務課	【事務の概要(1)～(4)の事務】福祉部福祉課 【事務の概要(5)の事務】財政部税務課	事前	
令和7年4月1日	I . 5. 評価実施機関②	【事務の概要(1)～(4)の事務】福祉部福祉課長 【事務の概要(5)の事務】市民部税務課長	【事務の概要(1)～(4)の事務】福祉部福祉課長 【事務の概要(5)の事務】財政部税務課長	事前	
令和7年4月1日	I . 8特定個人情報の取扱い	甲斐市市民部税務課 400-0192山梨県甲斐市篠原2610番地 電話:055-278-1663 甲斐市福祉部福祉課 400-0192山梨県甲斐市篠原2610番地 電話:055-278-1691	甲斐市財政部税務課 400-0192山梨県甲斐市篠原2610番地 電話:055-278-1663 甲斐市福祉部福祉課 400-0192山梨県甲斐市篠原2610番地 電話:055-278-1691	事前	
令和7年4月1日	II . 1. いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	II . 2. いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	IV.リスク対策		8.人手を介在させる作業、11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	1. ②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和5年度価格高騰重点支援給付金 (2) 令和5年度価格高騰重点支援給付金(追加分) (3) 令和5年度低所得者世帯支援給付金 (4) 令和6年度低所得者世帯支援給付金 (5) 令和6年度甲斐市定額減税補足給付金</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和5年度価格高騰重点支援給付金【令和7年4月1日事務終了】 (2) 令和5年度価格高騰重点支援給付金(追加分)【令和7年4月1日事務終了】 (3) 令和5年度低所得者世帯支援給付金【令和7年4月1日事務終了】 (4) 令和6年度低所得者世帯支援給付金【令和7年4月1日事務終了】 (5) 令和6年度甲斐市定額減税補足給付金【令和7年4月1日事務終了】 (6) 物価高支援給付金(令和6年度住民税非課税世帯) (7) 令和7年度甲斐市定額減税補足給付金(不足額給付)</p>	事後	
	Ⅱ. 1. いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	令和7年7月31日 時点	事後	
	Ⅱ. 2. いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	令和7年7月31日 時点	事後	
令和7年9月12日					システム標準化に伴う評価の再実施